

参考資料

2022 年度答申第 2 号

2023 年 1 月 5 日

日本放送協会

会長 前田 晃伸 殿

インターネット活用業務 審査・評価委員会

座長 白山 真一

2023 年度（令和 5 年度）インターネット活用業務実施計画（案）について（答申）

インターネット活用業務 審査・評価委員会規程第 4 条第 1 項第 1 号に基づき、2022 年度諮問第 2 号（2022 年 12 月 27 日）をもって諮問された「2023 年度（令和 5 年度）インターネット活用業務実施計画（案）について」について、当委員会の見解を別紙のようにとりまとめたので、答申する。

(別紙)

「2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画（案）」
に関する当委員会の見解

日本放送協会（以下、「協会」という。）の策定した「2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画（案）」（以下、「2023年度実施計画（案）」という。）について、適切性の確保の観点からの検討を行い、以下のとおり見解をとりまとめた。

背景

放送法第15条は、公共の福祉のために、国内基幹放送等の放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことを、協会の目的と定めている。また、放送法第20条第2項には協会が任意に行うことのできる業務が定められており、インターネット活用業務はその第2号および第3号において規定されている。さらに、放送法第20条第10項は、それらの業務を実施しようとする場合、協会は実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないと定めている。

協会は、インターネット活用業務の実施にあたって、放送法に則り、「NHKインターネット活用業務実施基準」（以下、「実施基準」という。）を定めている。なお、2023年度（令和5年度）に向けては、実施基準の一部変更について認可申請を行い、既に総務大臣の認可を得ている。

委員会の検討の視点・関心事項

実施基準において、協会は、「インターネット活用業務は、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条の目的を達成するために実施すること」、「実施計画の策定にあたっては、当委員会に対して、実施する業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、それを尊重すること」、「対象業務の実施に要する費用について整理し、費用明細表を作成して、実施計画において情報開示すること」等を定めている。

協会が作成した2023年度実施計画（案）の適切性について評価するにあたり、当委員会は、①「放送法・放送法施行規則等、および実施基準に定められた要件を充たしているか」、②「公共性と市場競争への影響を総合衡量するという考え方を前提に過去の委員会議論を踏まえた検討がなされているか」という2つの視点・関心事項をもとに検討を行った。

特に①に関しては、実施基準第42条（区分経理等）を踏まえ、2023年度実施計画（案）において費用明細表が開示されていること、その作成に用いた費用の整理に関する計算方法が添付されていることについても確認した。

検討結果

放送法施行規則のうち区分経理の配賦基準に関する事項が協会の要望した内容で追加されることを前提として、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から検討した結果、2023年度実施計画（案）については、概ね妥当であると考えられる。

各視点・関心事項に関する検討

① 放送法・放送法施行規則等、および実施基準に定められた要件を充たしているか

当委員会の視点・関心事項の1点目「放送法・放送法施行規則等、および実施基準に定められた要件を充たしているか」について、以下の観点から検討を行った。

まず、放送法・放送法施行規則等に定められた要件を充たしているか、確認を行った。実施計画（案）の基本方針において、放送法第15条の目的を達成するために実施することが明記されている。また、インターネット活用業務の種類は放送法第20条第2項第2号および第3号に定められた範囲に留まっている。さらに、放送法施行規則に定められた実施計画の必須記載事項がもれなく記載されていること等、放送法・放送法施行規則等に定められた要件を充たしていることを確認した。

続いて、協会が実施基準において定めている実施計画の要件を充たしているか、確認を行った。実施基準において「実施計画において明らかにする」としている各項目についてはもれなく記載されている。また、業務の実施に要する費用は、実施基準において定めている費用の範囲に収まっている。特に、区分経理等については、費用明細表が開示されており、その作成に用いた費用の整理に関する計算方法が添付されている。

② 公共性と市場競争への影響を総合衡量するという考え方を前提に過去の委員会議論を踏まえた検討がなされているか

当委員会の視点・検討事項の2点目「公共性と市場競争への影響を総合衡量するという考え方を前提に過去の委員会議論を踏まえた検討がなされているか」について、以下の観点から検討を行った。

これまで、当委員会は、実施計画において、放送法に掲げられた協会の使命、協会の中長期経営計画、実施計画に記載するインターネット活用業務の基本方針、および個々のインターネットサービスが目指す公共性の関係を明らかにし、公共放送事業者として提供すべき公共性についてどのような価値の実現に寄与するのか整理し、そのうえで、新たなサービスを実施する場合には、企図する公共性と枠組みについて、一層整理・明確化することを求めてきた。なぜならば、インターネット活用業務の実施によって、実施計画において企図した公共性が発揮できたか、事後的に検証することが可能になると同時に、将来的に競争阻害の可能性が生じた場合においても、サービスの公共性と市場競争への影響について、総合的に衡量することが可能になると考えたからである。

また、近年、メディア環境と視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送以外にも拡大する一方で、インターネット空間では、しばしば不確かな情報が流布されることを踏まえて、人々の命と暮らしを守る正確な情報の発信、教育の機会均等に資する質の高い学習コンテンツの提供、多様性を尊重する共生社会の実現等、放送法に掲げられた協会の目的の達成に資するサービスの継続と強化の方向性に関して、公共性の明確化と枠組みを整理すべきである。

更に、サービス提供開始以降、利用者の声等を踏まえ、利用状況や利便性の向上を図ってきた常時同時配信・見逃し番組配信サービス（NHKプラス）に関しても、その公共性の明確化と枠組みの整理を確認し、受信料制度の趣旨に照らして適切なものとなっているのかを継続的に評価すると同時に、これまで以上に利用者の便益に資する運営に努めるべきである。

このような観点に基づき、2023年度実施計画（案）について検討を行った。まず、基本方針において、放送法第15条に掲げられた協会の使命、協会が掲げるNHKらしさの基本と考える「公共的な価値」、インターネット活用業務の実施目的が整理されている。また、2023年度実施計画（案）の本文において、新型コロナウイルス感染症への対応は新たな段階を迎えたが、ウクライナへの軍事侵攻などにより、社会・経済の先行きは、依然、不透明であること、メディア環境と視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送以外にも広がっていることを踏まえたうえで、正確で公平、公正な情報の発信など、個々のインターネットサービスを通じてどのような公共的価値の継続と強化を目指すかについて、方向性が示されている。常時同時配信・見逃し番組配信（NHKプラス）についても、NHKらしさの基本と考える「公共的な価値」の実現にむけて公共性が明記されており、受信料制度の趣旨に合致するように枠組みが整理されている。従って、2023年度実施計画（案）は、協会のインターネットサービス総体として当初企図した公共性を発揮することができたかについて、事後的な検証が可能な計画になっていると考えられる。

以上、当委員会の視点・関心事項2点からの検討により、当委員会としては、「2023年度実施計画（案）については、概ね妥当であると考えられる」としたものである。

インターネット活用業務の実施に関する留意事項

2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画（案）に記載された業務の実施にあたっては、以下の点について留意することが望ましい。

- ・ インターネット活用業務全体において、協会の企図した公共性がどのように発揮されたかを事後的に検証する方策について、これまで行ってきた評価からの継続性に留意しつつ、引き続き検討を進めること。また、そのような検証がより実効性を高めていくための方策についても検討すること。

- メディアへの接触手段の多様化により、一層重要となる協会の役割と情報空間全体に対する価値の提供の在り方を考慮に入れ、引き続き、技術の発達や需要の動向といった外部環境の変化を注視し、適時適切に対応していくこと。新しい技術を積極的に取り入れながら、「いつでも、どこでも」利用できる放送番組や多種多様な理解増進情報を提供することにより、インターネットならではのサービスの充実に努めること。
- これまでの評価内容および協会のインターネット活用業務の現状を前提に評価するならば、市場競争等との関わりについて大きな影響は想定されないが、市場の動向を引き続き注視していくこと。
- 2023年度に予定されている衛星波の再編にあたり、視聴者に混乱が生じないように、インターネット活用業務において周知に努めること。
- 実施基準に定めた費用の範囲を順守し、効率的な運用と不断の点検による抑制的な管理に努めることを前提に、インターネット活用業務の実施にあたっては、公共放送事業者として提供する価値を高めるため、サービスの向上に努めること。

以上